

我孫子市都市計画審議会条例の一部を改正する 議案第7号 条例に関する資料

我孫子市都市計画審議会は、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」に、市町村の都市計画審議会の委員には市町村の議会の議員を任命するものと規定されているため、本市が設置している審議会では唯一、我孫子市議会議員を委員に選任している。

我孫子市都市計画審議会の委員の選任区分や定数は、我孫子市都市計画審議会条例で規定しており、当該審議会における「市議会議員」の委員の定数は、現行では委員総数12人に対し4人（33％）と、学識経験のある者と同数である。

我孫子市議会議員定数条例の一部改正により、我孫子市議会議員の定数が次の一般選挙から減員されることを踏まえ、当該審議会における委員構成のバランスを近隣市の都市計画審議会を参考に見直し、我孫子市議会議員のうちから任命する委員の定数を2人に減員するもの。

なお、見直し後の委員の定数は、我孫子市都市計画審議会委員の次の任期（始期：令和9年12月26日）から適用する。

我孫子市都市計画審議会の委員構成

委員の選任区分	委員の定数 ※（ ）内は構成割合	
	改正後	改正前
（1）学識経験のある者	4人以内（40％）	4人以内（33％）
（2）市議会議員	<u>2人</u> 以内（20％）	<u>4人</u> 以内（33％）
（3）関係行政機関の職員 又は千葉県職員の職員	2人以内（20％）	2人以内（17％）
（4）市民	2人以内（20％）	2人以内（17％）
委員総数	<u>10人</u> 以内	<u>12人</u> 以内

参考：近隣市の都市計画審議会の委員構成

委員の選任区分	委員の定数 ※（ ）内は構成割合		
	柏市	印西市	流山市
(1) 学識経験のある者	7人(47%)	8人(62%)	7人以内(47%)
(2) 市議会議員	3人(20%)	3人(23%)	4人以内(27%)
(3) 関係行政機関の職員 又は千葉県の職員	1人(6%)	2人(15%)	1人(6%)
(4) 市民	4人(27%)	0人(0%)	3人以内(20%)
委員総数	15人以内	13人以内	15人以内

【注】柏市と印西市は、委員総数のみ定数を定めている。表中の選任区分ごとの委員の人数には、現任期において委嘱されている委員の人数を記載した。
流山市は、選任区分ごとに定数を定めている。